

添付法令資料 3 :

土地銀行機構に関する 2021 年 4 月 29 日付インドネシア共和国政令 No.64 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 土地銀行の職能及び職責
 - 第 1 節 通則 (第 3 条及び第 4 条)
 - 第 2 節 計画 (第 5 条)
 - 第 3 節 土地取得 (第 6 条ないし第 8 条)
 - 第 4 節 土地収用 (第 9 条)
 - 第 5 節 土地管理 (第 10 条ないし第 13 条)
 - 第 6 節 土地活用 (第 14 条)
 - 第 7 節 土地分配 (第 15 条)
 - 第 8 節 土地の利用可能性の確保 (第 16 条ないし第 22 条)
- 第 3 章 土地銀行の権限 (第 23 条ないし第 26 条)
- 第 4 章 土地銀行の資産 (第 27 条ないし第 30 条)
- 第 5 章 土地銀行の構成
 - 第 1 節 通則 (第 31 条)
 - 第 2 節 委員会 (第 32 条)
 - 第 3 節 監督委員会 (第 33 条)
 - 第 4 節 執行機関 (第 34 条及び第 35 条)
- 第 6 章 土地銀行の運営 (第 36 条ないし第 39 条)
- 第 7 章 土地銀行の土地に対する権利 (第 40 条及び第 41 条)
- 第 8 章 財務管理
 - 第 1 節 通則 (第 42 条)
 - 第 2 節 土地銀行の資本 (第 43 条)
 - 第 3 節 借入 (第 44 条)
 - 第 4 節 土地以外の固定資産の償却 (第 45 条)
- 第 9 章 財務に関する会計、報告及び責任 (第 46 条ないし第 49 条)
- 第 10 章 雑則 (第 50 条)
- 第 11 章 終則 (第 51 条)